

球磨村告示第5号

令和4年第2回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月28日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和4年3月7日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

板崎 壽一君	東 純一君
犬童 勝則君	小川 俊治君
高澤 康成君	舟戸 治生君
嶽本 孝司君	多武 義治君
田代 利一君	松野 富雄君

3月8日に応招した議員

同 上

3月9日に応招した議員

〃

3月10日に応招した議員

〃

3月11日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和4年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和4年3月7日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和4年3月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第6 議案第6号 財産(土地)の取得について
- 日程第7 議案第7号 球磨村緊急自然災害防止対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 球磨村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 球磨村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 球磨村太陽光発電設備維持管理基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第18 議案第18号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第19号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第20号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

- 日程第21 議案第21号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
日程第22 議案第22号 令和4年度球磨村一般会計予算について
日程第23 議案第23号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
日程第24 議案第24号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第25 議案第25号 令和4年度球磨村介護保険特別会計予算について
日程第26 議案第26号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算について
日程第27 同意第1号 球磨村教育委員会教育長任命の同意について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 一部事務組會議報告
日程第4 議案第4号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
改正について
日程第5 議案第5号 辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第6 議案第6号 財産（土地）の取得について
日程第7 議案第7号 球磨村緊急自然災害防止対策事業分担金徴収条例の制定について
日程第8 議案第8号 球磨村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定に
ついて
日程第9 議案第9号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について
日程第10 議案第10号 球磨村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第11号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
日程第12 議案第12号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
日程第13 議案第13号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第14号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第15号 球磨村太陽光発電設備維持管理基金条例を廃止する条例の制定につい
て
日程第16 議案第16号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
日程第17 議案第17号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
日程第18 議案第18号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

- 日程第19 議案第19号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
 日程第20 議案第20号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
 日程第21 議案第21号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
 日程第22 議案第22号 令和4年度球磨村一般会計予算について
 日程第23 議案第23号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
 日程第24 議案第24号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第25 議案第25号 令和4年度球磨村介護保険特別会計予算について
 日程第26 議案第26号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算について
 日程第27 同意第1号 球磨村教育委員会教育長任命の同意について

出席議員（9名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 板崎 壽一君 | 2番 東 純一君 |
| 4番 小川 俊治君 | 5番 高澤 康成君 |
| 6番 舟戸 治生君 | 7番 嶽本 孝司君 |
| 8番 多武 義治君 | 9番 田代 利一君 |
| 10番 松野 富雄君 | |

欠席議員（1名）

- 3番 犬童 勝則君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|---------|----------|
| 局長 蔵谷 健 | 書記 山口 隆雄 |
|---------|----------|

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------|--------|-------------------|--------|
| 村長 | 松谷 浩一君 | 副村長兼総務課長事務取扱..... | 門崎 博幸君 |
| 教育長 | 森 佳寛君 | 復興推進課長 | 友尻 陽介君 |
| 税務住民課長 | 境目 昭博君 | 保健福祉課長 | 大岩 正明君 |
| 産業振興課長 | 犬童 和成君 | 建設課長 | 上薮 宏君 |
| 会計管理者 | 假屋 昌子君 | 教育課長 | 高永 幸夫君 |

午前10時00分開会

○議長（多武 義治君） おはようございます。本日は第2回定例会が招集されましたところ、犬童議員は入院のため欠席届が出ております。定員に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回球磨村議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、12月定例会以降の行事と諸般の報告をいたします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、12月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員小川俊治君にその報告をお願いいたします。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） おはようございます。12月定例会以降の例月出納検査の結果について、ご報告申し上げます。

令和3年12月分、令和4年1月、2月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましてはそれぞれ何ら不正非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので、御覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定により指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、5番、高澤康成君、6番、舟戸治生君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの5日間に決定いたしました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（多武 義治君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いいたします。10番、松野富雄君。

○議員（10番 松野 富雄君） おはようございます。令和4年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、2月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議席の指定については、人吉市選出の3番、塩見議員の組合議員の資格喪失に伴い、西洋子議員を3番に指定されました。

日程第2、会議録署名議員の指名については、26番、加賀山瑞津子議員（あさぎり町）と27番、小出高明議員（あさぎり町）が指名されました。

日程第3、会期の決定については、2月25日開会、翌2月26日から3月24日までを休会とし、3月25日までとすることに決定しました。

日程第4、行政報告については、理事会代表理事から、令和3年12月定例理事会から令和4年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。

日程第5、議案第1号公益的法人等への人吉球磨行政組合議員の派遣等に関する条例の制定について、日程第6、議案第2号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設基金条例の制定について、日程第7、議案第3号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第4号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、日程第9、議案第5号令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第6号令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額（第2号）、日程第11、議案第7号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第12、議案第8号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の8議案を一括し、執行部の提案理由の説明を行い、その後、日程第5、議案第1号から日程第7、議案第3号を除く、日程第10、議案第6号までの条例案件2件、市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について1件、補正案件2件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第1号から3号を除く6号まで、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、令和4年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告します。

○議長（多武 義治君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告につきましては、人吉下球磨消防組合議員の犬童勝則君が欠席ですので、お手元に配付してある報告書をもって報告に代えさせていただきます。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

ここで、村長から施政方針の申出がっておりますので、これを許可します。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

令和4年球磨村議会第2回定例会に、令和4年度一般会計予算をはじめ各特別会計予算並びに諸案件を提案し、ご審議をお願いするに当たり、私の村政に臨む姿勢を申し上げ、村民の皆様並びに議員各位にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和2年7月豪雨から1年8か月が経過しました。被災家屋の解体業務は完了し、道路、橋梁、河川、水道、通信等インフラ基盤につきましても、早期復旧に向けて国・県と連携し取り組んでいるところでございます。

一方で、被災された方の生活再建の観点からは、いまだ多くの方が仮設住宅等での生活を余儀なくされておられ、また、長距離の迂回をお願いせざるを得ない状況にあることから、一日も早く、安全で安心な生活を取り戻さなければなりません。

令和4年度につきましても、復旧・復興への歩みを止めることなく、球磨村復興計画に掲げる、災害に強く豊かな地域資源を後世に継承し、住民が安全に安心して住み続けられる山里球磨村の復興を目指してまいります。

これまで、地域の協議会において復興計画の取組の方向性に掲げる被災者の生活再建と、災害に強い村づくりに向けた復旧と備えを中心に協議を重ね、本年度中に球磨村復興まちづくり計画を策定することとしており、計画に基づく事業を実施し、復興を加速化させてまいります。

また、令和2年国勢調査における人口減少率が全国最大という現状において、高齢化、過疎化、農林業をはじめとする担い手不足などへの喫緊の課題に立ち向かうため、地域外に人材を求め、新たな発想や知識と経験を積極的に活用することで課題の解決につなげてまいります。

加えて、被災された方々の生活再建と並行し、地域のにぎわい創生、なりわい再生に向けても取り組んでまいります。

特に、村の観光拠点施設である一勝地温泉「かわせみ」の今後の活用については、アフターコロナを見据えた対策を検討してまいります。

一方で、復旧・復興には長い年月と多くの財源、そして人材も必要となります。発災直後から国や県による強力な財政支援が継続されておりますが、今後においては災害公営住宅等の建設、宅地造成、学校の再編など莫大な費用を要する事業を行っていくこととしていることから、より計画的な財政運営が必要となります。

また、人材においては、他の自治体からの派遣職員の方々のご協力と任期付き職員を採用し、復旧・復興事業に取り組んでまいります。来年度においては、派遣職員が縮小となり、限られた財源と人材で復旧・復興を着実に推進していくためには、真に必要な事業の選択や効率的な予算執行をしていかなければなりません。このほか、いまだ収束していない新型コロナウイルス感

染症への対応も必要となります。

先日、役場でのクラスター発生につきましては、役場業務の一部縮小など、村民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしました。今後も国内外の感染状況を注視し、状況に応じた感染症対策と3回目のワクチン接種を計画的に行ってまいります。

令和4年度予算につきましては、人口減少等により地方交付税の交付額等も不透明な中、厳しい予算編成となっております。そのような中であっても先延ばしできない復旧・復興事業については、財源の確保に努めながら着実に進めてまいります。

また、村民の生活に直結する重要な事業については、積極的かつ効果的に進めるなど、持続可能なまちづくりに向け全力で取り組んでまいり所存でございます。

これらのことを職員全体で共有した上で、令和4年度の予算編成に当たっては、球磨村復興計画に掲げる基本目標の下、必要な復旧・復興事業のうち優先順位の高いものから予算編成を行うこととし、将来に負担を残すことのないよう、事業の財源確保についても検討を行い、各種事業を厳選して取り組むこととしております。

まず、村民の生活再建についてであります。被災された方々にとって最優先課題であり、住み慣れた地域に戻り、安心して暮らせる環境づくりを進めるため、意向調査や地区別の協議等を進めてまいりました。その中で、住民の皆様のご意見を基に、土地の利用の在り方を踏まえた上で、早期の暮らしの再建、安全な生活基盤の整備、今後の住まいに向けたまちづくりを行うため、本年度中に球磨村復興まちづくり計画を策定することとしており、今後は計画に基づいた事業を行ってまいります。

被災者の生活再建につきましては、安全な宅地の確保、公営住宅の整備を最優先に取り組むこととし、渡地域については自力で住宅再建が困難な方のため、総合運動公園遊具エリアでの災害公営住宅の建設を進めます。

また、遊水池や引堤の計画から移転を余儀なくされている方や、浸水したために住宅の移転を希望する方のため、山口居住エリアの塚の丸の宅地整備と峯居住エリアの村有一王子団地跡地の分譲を行います。

なお、村議会の皆様と一体となって要望しておりました山口居住エリア及び峯居住エリアの宅地造成及び住まいの整備につきましては、先般、3月2日の県議会において、県の受託による施行を表明していただきましたので、住まいの再建について加速度的に進むものと期待しております。

一勝地地域については、永崎団地に隣接する村有地に災害公営住宅の建設を進めてまいります。神瀬地区については中心部である木屋角地区における治水対策と合わせ、かさ上げ事業エリア外での公営住宅建設の検討を進めてまいります。

次に、子育て教育環境の再生と、安心して学べる環境づくりにつきましては、スクールカウンセラー等の配置により、児童生徒に対する心のケアを図るとともに、ICTを活用した学習を、学校だけでなく家庭学習でも充実させるため、小中学生がいる世帯のインターネット利用料の一部を助成してまいります。

加えて、子育て世代への財政支援として保育所運営費や保育所副食費の助成、子ども医療費の助成、給食費の半額助成を継続し、子ども・子育て支援を図ってまいります。

また、渡小学校の再建に際し、併せて、これからの球磨村を担う子どもたちが、安全で安心して学べる教育環境を確保するため、小学校の統合を含め、教育環境の改善について検討を行う場として、小中学校再編検討委員会が設置され、先日、提言書が教育委員会に提出されました。3月14日に招集する総合教育会議で、学校再編の方向性を議論し、将来を見据えた教育環境の整備を進めてまいります。

次に、日常生活や移動等、生活環境の早期復旧と利便性向上につきましては、経済活動を支える基盤である道路は、今後も国・県と連携し、早期復旧を目指し、またJR肥薩線等の公共交通機関の再開に対しましても、引き続き沿線自治体と共同で復旧に向けた働きかけを行ってまいります。また、村民の生活に欠かせないコミュニティバスについては、道路の復旧状況に合わせて見直しを行い、利便性の向上に努めます。

次に、地域コミュニティの再生と脱炭素の村づくりにつきましては、いまだ多くの方々が住み慣れた地域から離れた場所での生活を強いられておりますので、引き続ききめ細かな支援を行ってまいります。

高齢者や障害者等の支援が必要な方に対しましては、地域支え合いセンターによる見守りや、生活相談をはじめ保健師による戸別訪問など、医療・福祉・行政の各機関が連携し、生活への不安を取り除き、安心して生活できるよう支援を行うとともに、各集落の地域コミュニティの再生や新たなコミュニティづくり、地域文化の復活を通じた村民の誇りを取り戻す取組を進めてまいります。

また、豪雨災害を教訓として、国や県が目指す脱炭素社会の実現に向けて、村としても環境に配慮した先進的な地域づくりを目指すため、実現可能性調査を進めるとともに、熊本大学が環境省から受託した中山間地域で進めるEVマイクロバスの評価検証事業でスクールバスとして走行させ、児童生徒への環境教育にも役立ててまいります。

次に、村を支える産業の再生と新たな雇用の創出についてであります。まず、球磨川と共有する村の自然を生かした観光づくりにつきましては、球磨川と共に育んできた私たちの暮らしを見詰め直し、美しい景観への再生を進めるとともに、山、川、自然を生かした豊かな自然環境を活用するため、球磨川沿い災害復興プロジェクトとして行われている球磨川リバイバルトレイル

実行委員会に参画し、球磨村でもトレイランニング大会を開催することとしております。

また、豪雨災害で亡くなられた方へ鎮魂の祈りをささげるとともに、温かいご支援とご協力をいただいた全ての人に感謝し、村民一丸となって、必ず球磨村を復興させるという決意を共有するイベントを開催することとし、復興への機運を高めてまいります。

次に、山の暮らしと農林業・商工業のなりわい再生についてでございますが、まず、村の基幹産業である農林業をはじめとした産業や、それを支える基盤の復旧、林業の基盤であり生活道路も兼ねる林道や作業道及び農道、農地、農業用施設等については、引き続き早期復旧を目指すとともに、なりわいの活力回復や雇用の確保、村の持続的な発展に向け、生活基盤の復旧やスマート農林業の導入・検討による地域産業の再建支援を進めてまいります。

また、農作物への被害が発生している有害鳥獣の捕獲に対する補助を継続するとともに、新たに駆除をされる方への補助も実施し、加えて、ジビエを活用した地域振興を目的として地域おこし協力隊を募集することとしております。

そして、商工業の再生と振興については、持続可能で活力ある地域づくりのために、引き続き商工会、事業者及び行政と連携を図りながら事業者支援を行ってまいります。

最後に、災害に強く安全に安心して暮らせる新たな球磨村の創生・創造についてであります。災害に強い村づくりに向けた復旧と備えについては、まず、球磨川水系流域水プロジェクトについては、引き続き国・県・流域市町村とともに推進してまいります。

また、本年度中に策定することとしている球磨村復興まちづくり計画に基づき、安全な避難場所、避難所、避難路の整備を順次行ってまいります。新たな居住地として整備する塚の丸と総合運動公園、国道219号を結ぶ避難路について、現道を活用しながら、引き続き整備を進めてまいります。そして、災害に備えるため、村の防災体制のさらなる強化、職員のスキルアップや人材育成に努め、併せて、地域での避難訓練や自主防災体制の強化、水災補償の保険料の一部助成の継続を行ってまいります。また、復興の段階に合わせて防災拠点の確保にも努めてまいります。

以上、令和4年度予算編成に当たっての基本的な考えを申し上げます。

私は、職員への年頭の挨拶において、本年の私の挑戦は、復旧・復興に向け財政改革を行うことであると述べました。限られた予算の中で、今やらなければならないこと、そうでないことをしっかり区別していくことが必要です。

また、令和4年度予算編成に当たりましては、先ほど申し上げたとおり、復旧・復興にかかる予算を最優先とするため、経常的・継続的な事業については、積算方法等の見直しを行うなど、経費削減を実施しております。

村民の皆様にはご負担を強いることになるところもありますが、復興へ向けて前進するためには現実を受け止め、この変化にしっかり対応していかなければなりません。行財政運営につきま

しては引き続きさらなる事務事業の効率化・適正化に努め、住民サービスに支障を来すことがないよう責務を果たしてまいりたいと考えております。

災害から1年8か月、復興業務に当たってまいりましたが、村民、議会、執行部が一丸とならなければ復興はなし遂げられません。住民が安全に安心して住み続けられる球磨村の実現を目指して全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様をはじめ村民の皆様にはなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

○議長（多武 義治君） それでは、議案の上程を行います。

日程第4. 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について

○議長（多武 義治君） 日程第4、議案第4号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回の定例会では、議案23件、同意1件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程いただきました議案第4号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、本村が加入している熊本県市町村総合事務組合で組規約第3条第10号に規定された交通災害事務に関して、同じく本組合に加入する宇城市が令和4年6月30日をもって脱退する申出があったことから、熊本県市町村総合事務組規約の一部を変更する必要があります。

また、地方自治法第290条の規定により、熊本県市町村総合事務組規約を変更しようとするときは、加入する関係団体の議会の議決を経ることが必要でございますので、同文による議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第5. 議案第5号 辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第5、議案第5号辺地に係る総合整備計画の策定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第5号辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、いわゆる辺地法によるものであり、水篠地区を中心とした渡辺地、大無田地区を中心とした一勝地辺地、神瀬2区を中心とした神瀬辺地の3地域につきまして、令和3年度から令和7年度まで、5年間の総合整備計画を策定したところでございます。

前回の計画は、5地域でありましたが、令和2年7月豪雨災害を受け、より広範囲な区域で道路等の整備を実施する必要があると考え、辺地区域を再編いたしました。

本法律の第3条の規定により、策定に対しましてはあらかじめ県知事と協議を行う必要があり、その後、議会の議決を経て総務大臣に提出することとなっております。

自主財源が乏しく、行き先が不透明な財政状況の中で、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興をはじめとした各種事業を推進していくためには、起債に頼らなければならない現状でございます。そのため、将来の元利償還金の8割が交付税措置となる辺地債につきまして、村内の道路をはじめとした公共的施設の整備を計画的に進めるため、有効に活用したいと考えております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第6. 議案第6号 財産（土地）の取得について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第6、議案第6号財産（土地）の取得を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第6号財産（土地）の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年7月豪雨災害により被災されました村民の方々に対して、村では安全な宅地を整備することを最優先課題として取り組んでおります。中でも、想定し得る最大規模の洪水にも対応できる高台に位置する山口、塚の丸居住エリアの整備に、令和5年度供用の開始を目指して取り組んでいるところでございます。

土地の取得につきまして、1件5,000平米以上、かつ予定価格700万円以上となることから、地方自治法第96条第1項第8号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第7. 議案第7号 球磨村緊急自然災害防止対策事業分担金徴収条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第7、議案第7号球磨村緊急自然災害防止対策事業分担金徴収条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第7号球磨村緊急自然災害防止対策事業分担金徴収条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

災害の発生予防拡大防止のため、球磨村緊急自然災害防止対策事業として、村単独で実施する防災インフラの整備事業において、事業の実施により利益を受けると認められる個人または団体に事業費の一部を負担していただく必要があると考えております。そのため、地方自治法第244号の規定に基づき、分担金を徴収するに当たり、分担金の割合等を定めた条例を制定するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第8. 議案第8号 球磨村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第8、議案第8号球磨村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第8号球磨村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の制定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、過疎法に基づく固定資産税の特例を定めるために条例を制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、過疎法の規定により、過疎地域と指定された区域において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業などの事業に供する一定規模以上の設備を取得した場合、その設備に係る固定資産税を3年間免除するものでございます。

なお、減収分の75%は普通交付税で補填されることとなります。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第9. 議案第9号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第9、議案第9号球磨村敬老祝金給付条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第9号球磨村敬老祝金給付条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

これまで80歳以上の方々に敬老年金として毎年給付しておりましたが、人吉球磨管内の市町

村は全て節目の年齢での祝金方式や、現金給付でなく記念品の贈呈としていることから、本村においても年金方式から祝金方式へ見直すこととし、77歳の喜寿の際に2万円、88歳の米寿の際に5万円、100歳に達した方へは10万円を給付する内容の条例を制定するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第10. 議案第10号 球磨村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第10、議案第10号球磨村課設置条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第10号球磨村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年7月豪雨災害に伴い、継続しておりました広域解体並びに災害廃棄物処理関連事業が令和3年度をもって終了することから、再度組織の編成を見直し、復旧・復興に係る事務のさらなる効率化を図るため改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、復興推進課内に配置しておりました住まい環境係を廃止し、その業務の一部を税務住民課及び建設課へと移します。また、今後の村の経済復興を強力に推進していくため、産業振興課の商工観光係を復興推進課山村振興係として編入するものでございます。

なお、改正後の条例の施行日は、令和4年4月1日といたしております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第11. 議案第11号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第11、議案第11号球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第11号球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年人事委員給与勧告熊本県人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給月数を年間0.15月分引き下げる改正を行うものでございます。

なお、例年であれば人事院勧告を受けた政府が改正案を11月の国会に提出し、基準日である

12月1日より前に施行となりますが、臨時国会が開かれたのが12月以降となったため、本来なら12月に行われる予定でありました期末手当引き下げ相当額につきましては、令和4年6月の期末手当で調整をすることとしております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第12. 議案第12号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第12、議案第12号球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第12号球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、消防団員の報酬の改正を行うものでございます。

消防団員の確保については、本村のみならず全国的な問題として極めて憂慮すべき事態となっていることから、消防庁において、消防団員の処遇等に関する検討会が設置され、出動報酬の創設や年額報酬の基準の策定等、取り組むべき事項を取りまとめた非常勤消防団員の報酬等の基準が定められました。

これを受け、本村においても、消防庁基準に基づき、消防団員の年額報酬及び出動報酬の見直しを行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第13. 議案第13号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第13、議案第13号球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第13号球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、火薬取締法に基づく事務について、徴収する手数料を追加するものでございます。

県が執行している火薬取締事務につきまして、令和4年4月より、本村に権限及び事務の委譲がなされることから、火薬取締事務に基づく許可申請手数料を徴収するため、追加を行うものでございます。

なお、追加する手数料は、火薬類譲渡許可申請手数料及び火薬類譲受許可申請手数料となります。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第14. 議案第14号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

て

○議長（多武 義治君） 次に、日程第14、議案第14号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第14号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の交付に伴い、国民健康保険税の改正部分について、令和4年4月1日から施行されるため、球磨村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保世帯内の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者未就学児について、均等割額を軽減するものでございます。

また、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、基礎課税額の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第15. 議案第15号 球磨村太陽光発電設備維持管理基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第15、議案第15号球磨村太陽光発電設備維持管理基金条例を廃止する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第15号球磨村太陽光発電設備維持管理基金条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

球磨村太陽光発電設備維持管理基金条例は、平成29年4月に、渡多目的集会施設に設置してある太陽光発電の余剰電力を売電し、売電収入を施設の維持管理経費に充てる目的で設置されま

した。これまで、この基金を活用して施設維持管理を行ってきましたが、令和2年7月豪雨被害により設備を設置しておりました渡多目的集会所が被災し、解体撤去を行いました。このことから、対象施設の除去により、当該基金条例を廃止するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16. 議案第16号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第16、議案第16号球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第16号球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、平成元年5月に、心身に障害を有する方に年金を支給し、福祉の増進を図ることを目的として制定されたものですが、ノーマライゼーション理念の浸透に伴い、障害保険福祉施策が地域社会における共生の実現や、生活と就労に関する支援の充実へと転換しているところでございます。

本村においても、自己決定を尊重した福祉サービスのさらなる充実と限られた財源の効率的・効果的な活用を図るため、条例の廃止を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第17. 議案第17号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について

日程第18. 議案第18号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第19. 議案第19号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第20. 議案第20号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第21. 議案第21号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第17、議案第17号令和3年度球磨村一般会計補正予算から日程第21、議案第21号令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算までは令和3年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第17号から議案第21号の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第17号令和3年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末における各事業の実績に基づいて補正を行っております。

まず、歳出から主な内容を説明しますと、予算書24ページの財産管理費の積立金は、令和3年度の預金利子等の実績に合わせ、また、ふるさと応援基金及び災害復興基金については、寄付受付額の実績に合わせて補正しております。

予算書26ページの災害対策費では、宅地移転候補地の地質調査等を実施し、引き続き令和2年7月豪雨災害で被災された方々が安心して住める場所の確保に取り組んでまいります。

また、対策後水位までのかさ上げについて、村と国が協定を結び、浸水リスクを軽減するための村負担分の予算を計上しております。

予算書29ページの保育所運営費は、年度途中での3歳未満児の保育所入所があり、当初見込んだ予算額を上回ることとなりましたので、補正しております。

また、同じく29ページから30ページにかけての新型コロナウイルスワクチン接種事業については、当初は集団接種を予定しておりましたが、年度途中で個別接種へと変更したことなどから、実績に合わせて補正するとともに、3回目接種対象者分の委託料を増額しております。

予算書36ページから37ページにかけての災害復旧費では、令和2年及び令和3年に発生した災害の復旧事業費に合わせて補正しており、それに伴う財源組替えも行っております。

次に、歳入の主な内容を説明します。

予算書15ページの村税については、実績に合わせて補正しておりますが、令和2年7月豪雨による所得減少等の影響が想定よりも少なかったため、予算額を増額しております。

予算書17ページから21ページの国・県支出金については、事業費に合わせて予算額を補正し、予算書22ページの繰入金では、先ほど提案をいたしました太陽光発電設備維持管理基金の廃止に伴い、基金残高の全額を繰り入れることとしております。

予算23ページの雑入では、国と熊本大学と村が共同で導入する電動マイクロバスの試験運行に伴う受託収入分を計上しております。

その下段になります村債については、第3表にもお示ししておりますとおり、事業費に合わせて補正をしてしております。

そのようなことから、今回は5億3,447万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ68億2,887万8千円とする予算を編成したところでございます。

また、災害復旧・復興事業等で年度内に執行が完了できないと見込まれる事業がございますので、今回、第2表で繰越明許費としてご提案を申し上げます。

次に、議案第18号令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

歳入は、保険税において令和2年7月豪雨災害に伴う軽減措置が令和3年12月まで延長され

たことにより、実績見込みに合わせた減額を行い、この減額分は特別交付税の財政措置されることになっております。

また、当初、国の国民健康保険事業事務処理標準システムの導入稼働を行うべく予算を計上しておりましたが、計画が変更となり実施されないことから、県支出金の特別交付金を減額補正しております。

歳出は、総務費において歳入で申しました県の国民健康保険事務処理標準システムに関連するシステム改修委託料及び標準システム負担金が不用となったことによる減額補正をしております。

また、令和2年の健康診査の実績確定に伴う健康診査等負担金の返還金及び災害臨時特例補助金の実績確定による返還金を計上しております。

このようなことから、2,086万円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,216万8千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第19号令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合から示された決算見込み等による後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定負担金の減額補正でございます。

歳入では、被保険者の資格移動等の発生に伴い、賦課保険料を減額し、保険基盤安定繰入金では交付決定額に合わせて減額しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で、賦課保険料及び保険基盤安定負担金を減額しております。

このようなことから、今回は1,157万8千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4,762万4千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第20号令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国・県負担金、補助金、支払基金交付金を交付額決定に合わせて補正しております。また、介護給付費準備基金から繰入金については減額……、訂正します。また、介護給付費準備基金からの繰入金については、減額をしております。

歳出では、介護給付費準備基金への積立金として431万円を計上しております。

このようなことから、431万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億4,828万4千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第21号令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1表、繰越明許費につきましては、令和2年7月豪雨災害に伴う球磨橋配管の災害復旧事業に係るものですが、入札不調並びに材料遅延等の理由により、年度内において復旧工事が完了し

ない見込みであるため、繰越しの設定をお願いするものでございます。

以上、令和3年度一般会計並びに各特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第22. 議案第22号 令和4年度球磨村一般会計予算について

日程第23. 議案第23号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計予算について

日程第24. 議案第24号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第25. 議案第25号 令和4年度球磨村介護保険特別会計予算について

日程第26. 議案第26号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第22、議案第22号令和4年度球磨村一般会計予算から日程第26、議案第26号令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算までは令和4年度の一般会計及び特別会計予算ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第22号から議案第26号の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第22号令和4年度球磨村一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度一般会計予算の総額は、令和3年度予算と比べ9億1,600万円減の49億4,900万円としております。

歳入は、村税において令和2年7月豪雨災害に伴い、村税や固定資産税において、令和3年度は減収を見込んで予算計上しておりましたが、実績見込みにより、令和4年度は増額して計上しております。

地方交付税においては、災害関係等の経費について特別交付税措置があることから、その措置額を見込んで計上、また、普通交付税においては、算定基礎である令和2年国勢調査人口が大幅に減少したことで、交付税の減少も懸念されるところではありますが、交付額が減少しないように、国への要望も引き続き行っておりますので、これまでの実績を考慮し、17億円を計上しております。

国・県支出金においては、各事業の事業費に合わせて負担金や補助金を計上しておりますが、令和2年7月豪雨災害からの災害復旧事業が国庫支出金では減少し、県支出金では増加しております。

繰入金においては、多くの方々からいただいた寄付金を令和2年7月豪雨災害からのこの事業等に活用する予算を計上し、その他においても投資的事業の財源として活用することとしております。

歳出は、総務費において、山口地区災害復興宅地造成事業や神瀬地区宅地造成事業等を実施し、令和2年7月豪雨災害により被災された方々の自宅再建支援をはじめ、避難地や避難路の整備に取り組めます。

また、現在、4名の方を地域おこし協力隊として採用しておりますが、新たにジビエ活用を目的とした隊員を採用する予算を計上しております。

民生費においては、敬老年金事業を他市町村の事業内容も参考に、見直し、令和4年度から祝金方式として実施する一方で、心身障害者福祉年金については、令和4年度から廃止することとしております。

また、子育て世帯への支援として、保育所運営費や保育所副食費の助成を継続して行います。

衛生費においては、令和2年7月豪雨災害により被災した、地区で管理している水道施設の災害復旧費を助成することとしております。

農林水産業費においては、農作物への被害が発生している有害鳥獣の捕獲に対する補助を継続するとともに、新たに駆除される方への補助も実施いたします。

土木費においては、村道に掛かる橋梁の点検及び補修を計画的に進めるとともに、村道の田代線や黄檗線の維持工事を実施することとしております。

消防費においては、消防庁から消防団員報酬等の引上げ要請があったため、一般団員の報酬を年額3万2千円から3万6,500円に、また出動隊員の報酬を1回2千円の費用弁償から8千円へと変更して計上しております。

教育費においては、ICTを活用した学習を、学校だけでなく家庭学習でも行うため、小中学生がいる世帯のインターネット利用料の一部を補助する予算を計上しております。

また、球磨川豪雨災害復興プロジェクトとして行われる球磨川リバイバルトレイルに、球磨村としても令和4年度から加盟し、村内でトレイルランニング大会を実施、開催することとしております。

令和4年度の予算編成に当たり、継続して実施されている事業の効果等を検証し、事業によっては事業縮小や廃止も行いました。具体的には、管外出張の際の日当や滞在費を見直し、県の基準に合わせたことで旅費の抑制につなげることとしております。

令和2年7月豪雨災害からの復興事業が今後本格化していく中、復興事業の財源確保は大きな課題であると考えております。課題解決のためには、これまでの予算を踏襲するのではなく、事業の効果検証を行い、国・県とも連携し、財源の確保に努め、そして事業の優先順位を見極めながら、球磨村ならではの先進的で持続可能な創造的復興に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、議案第23号令和4年度球磨村国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度当初予算比785万円を減額し、歳入歳出それぞれ

れ5億265万円としております。

歳出は、保険給付費において、一般被保険者療養給付費が増加傾向にあることから、増額しております。また、納付金についても、県の算定額により計上しております。

歳入は、国民健康保険税においては、国が示す標準保険料を基に算定しているところですが、被保険者数の減少に伴い、減額しております。また、療養給付費の増加に伴う財源としまして、県補助の保険給付費等交付金のうち普通交付金を増額しております。特別交付金は昨年度システム改修費を減額しております。

次に、議案第24号令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度当初予算比23万8千円増の歳入歳出それぞれ5,873万9千円としております。

歳入は、被保険者から徴収します後期高齢者医療保険料及び一般会計から繰り入れます一般会計繰入金金を計上しております。後期高齢者医療保険料につきましては、県全体の被保険者数が増加していることから、保険料率は上昇しておりますが、当村においては、被保険者数が減少していることから、前年度と比べますと減少しております。一般会計繰入金につきましては、令和4年10月から医療費の負担区分の2割が創設されることから、保険証の発送回数が2回となっており、例年より増加しております。保険基盤安定繰入金については、低所得者などの軽減対象者見込数は減少しておりますが、保険料率が上がることから増加しております。

歳出は、総務費に村が行う窓口業務及び徴収事務に伴う経費を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金に広域連合へ納付する保険料及び一般会計から繰り入れた保険基盤安定負担金を計上しております。

次に、議案第25号令和4年度球磨村介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

介護保険特別会計予算の総額は、前年度当初予算比5,844万7千円増の歳入歳出それぞれ7億1,266万4千円としております。

歳出は、保険給付費において、訪問、通所介護サービス等の居宅介護サービス利用者及び特別養護老人ホーム等の施設への入所者の増加に伴い、5,689万円の増額となっております。歳出の財源として、介護保険料、国・県支出金及び支払基金交付金、一般会計繰入金のほか、介護給付費準備基金からの繰入金を計上しております。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らすことのできるように、自立支援と健康づくりの取組をさらに推進し、生活支援体制や認知症支援体制の強化を図り、地域包括支援センターの機能を充実させるとともに、介護予防事業の充実を図っていききたいと考えております。

最後に、議案第26号令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算について、ご説明申し上げます。
簡易水道特別会計予算の総額は、前年度当初予算比30万円増の、歳入歳出それぞれ7,680万円としております。簡易水道事業は、施設の維持管理を主体として運営しており、歳入は水道使用料及び公債費の一部に充当する一般会計繰入金を計上しております。

歳出は、工事請負費、簡易水道水質検査手数料、水道遠隔監視システム維持管理業務委託料の維持管理に係る経費のほか、渡総合運動公園から栗林間に計画中の緊急避難道路の整備に合わせて水道管の布設を計画しているため、測量設計業務委託料等の施設整備に係る経費を計上しております。今後におきましても、安定した、安心・安全の水の供給に努めていく所存でございます。

以上、令和4年度一般会計並びに特別会計予算についてご説明申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第27. 同意第1号 球磨村教育委員会教育長任命の同意について

○議長（多武 義治君） 最後に、日程第27、同意第1号球磨村教育委員会教育長任命の同意を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました同意第1号球磨村教育委員会教育長任命の同意について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、執務いただいている森佳寛教育長の任期が、前任者の残任期間である令和4年3月31日で満了することから、引き続き、同氏を本村の教育長に選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

森氏は、教諭として長く教鞭をとられ、平成30年4月から令和2年3月の定年退職となられるまでの間、本村渡小学校の校長として本村教育の振興発展に尽力され、その後は教育長として令和2年豪雨災害を経験し、村内学校の復旧・復興などにも迅速に力を注いでいただきました。

また、森氏は、その寛仁大度な人柄から大変信望も厚く、教育長として適任であり、今後も引き続き教育行政に情熱を持って積極的に取り組んでいただけるものと確信をしております。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日3月8日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時09分散会